習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託 プロポーザル募集要項

1. 目的

習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託は、高度な技術力や専門的な技術力が要求されることから、複数の事業者から技術提案を求め、技術的に優れたものを契約候補者として選定する、公募型プロポーザル方式を用いるものとする。

本要項は、当該業務の公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2)業務内容

別紙、仕様書参照

(3) 履行場所

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所 市庁舎内

(4) 提案上限額

24,928,000円(稅込)

うち令和 6 年度 18,363,000 円 令和 7 年度 6,565,000 円

(5)履行期間

契約締結日(令和6年4月予定)から令和8年3月31日

3. 募集スケジュール

内 容	年月日
公募開始 (募集要項の公表)、	令和6年2月1日(木)
提案書受付の開始	
質問の受付期間	令和6年2月1日(木)~2月8日(木)
質問の回答(予定)	令和6年2月13日(火)
提案書受付の締切	令和6年2月28日(水)
参加資格要件確認結果、	令和6年3月6日(水)
プレゼンテーション日程の通知	
プレゼンテーション	令和6年3月14日(木)及び15日(金)
選定結果の公表 (予定)	令和6年3月21日(木)

4. 参加資格要件

以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されていること。
- (2)本公募開始の日から提案書受付の締切日までの間に、習志野市建設工事請 負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措 置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施 行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、 次の各号に該当しない者であること。
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又 は本委託業務の契約候補者決定の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡 りにした者
 - ②会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ③民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者
- (4) 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)、 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める税金を滞納していないこと。
- (5) 直近 10 年以内で、人口 15 万人以上の地方公共団体において、総合計画 又は長期計画の策定に係る支援業務を受託した実績を有する者であること。

5. 参加申込及び提案方法

以下資料の提出を以て、参加申込及び提案とする。

- (1)提出書類
 - ①参加申込書(様式1)
 - ②法人の登記簿又は登記事項証明書
 - ③企業の概要が確認できる書類(任意様式、パンフレット可)
 - ④提案書鑑文(様式2)
 - ⑤提案書
 - (ア)提案書表紙(様式3)
 - (イ)提案内容(様式4)

- (ウ)業務実績表(様式5)
- (エ)業務体制表(様式6)
- (オ) スケジュール案(任意様式)
- (カ) 見積書(任意様式)
- ⑥提案書データ(⑤のデータ(PDF 形式)を保存した CD-R)
- (2)提出方法

持参又は郵送による。

- ·提出場所:習志野市政策経営部総合政策課(習志野市役所3階) 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
- (3)提出部数 正本1部
- (4)提出期限

令和6年2月28日(水)17時まで【必着】

- (5)提出書類作成上の注意
 - ①提出書類はフルカラー印刷を可とし、A4 縦長ファイル 1 冊にまとめて提出すること。
 - ②用紙サイズは、原則 A4 とし、A4 以外は A3 のみで印刷は片面のみに限定する。また、この場合は折り込みサイズを A4 に統一する。
 - ③提案書は A4 縦 20 ページ以内で作成するものとする。
- (6) プレゼンテーション
 - ①実施場所

市役所内会議室等(プレゼンテーション日程通知時に詳細を連絡)

②実施日

令和6年3月14日(木)又は15日(金)

- ③出席者
 - 1者3名以内とする。
- 4)実施時間

1者45分以内を目安とし、うち20分程度は質疑応答の時間とする。

⑤説明者

本業務を受託した際の担当者が行うこと。

6説明資料

説明は提出した提案書に基づいて実施し、追加資料の配布は認めない。

⑦貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター

(7) その他

- ①提出した書類等は返却しない。
- ②提案書では、事業者名を記載しないこと。
- ③郵送による提出は、提案書受付の締切日必着とする。

6 質問の方法と回答

募集要項等の内容について、以下により質問を受け付ける。

(1) 質問の方法

質問書(様式7)を作成のうえ、総合政策課宛て電子メールで送付すること。

- ・送信先アドレス:seisaku@city.narashino.lg.jp
- ・送信後に総合政策課(047-453-9222)に電話し、受信確認を行うこと。
- (2) 受付期間

令和6年2月1日(木)8時30分から2月8日(木)17時まで

(3)回答

回答内容は、令和6年2月13日(火)に市ホームページに掲載する。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき
- (2) 書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 提出方法、提出期限を守らなかったとき
- (4) 提案上限額を超えた見積を提出したとき
- (5) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかったとき
- (6) その他習志野市次期基本構想·基本計画策定支援業務委託事業者選定委員 会又は市が不適格と認めたとき

8. 選定方法及び選定基準

本プロポーザルは、習志野市次期基本構想・基本計画策定支援業務委託事業者 選定委員会が、別に定める「習志野市基本構想・基本計画策定支援業務委託候補 者選定審査基準」に基づき評価を行い、契約候補者を選定する。

9. 選定結果の公表

選定結果は、令和6年3月21日(木)に市ホームページに掲載する。

掲載する内容は、参加者の名称及び審査結果とし、また、各参加者に対しては、 選定結果を別途郵送にて通知する。

なお、選定結果に係る問い合わせには応じない。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、事業者負担とする。
- (2)参加者が1者であっても、審査を行い、契約候補者として適当でないと認められた場合には、選定しないこととする。
- (3) 契約候補者として選定されたことを以て、契約とはならず、協議により、 契約仕様書を確定した後、見積合わせを経て契約となる。
- (4)契約候補者が選定された場合であっても、当該業務に係る予算が確約されない場合には、契約とならないことがある。
- (5)提出された書類の個人情報等以外の情報について、必要に応じて公表することがある。

11. 問い合わせ先

習志野市 政策経営部 総合政策課 企画政策係

電 話 047-453-9222

MAIL seisaku@city.narashino.lg.jp